

# 社会福祉法人 たけの子福祉会 役員等の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たけの子福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 常務理事とは理事のうち、就任承諾書に準じて勤務をおこなう者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 評議員   | 報酬、退職慰労金                    |
| (2) 常勤理事  | 報酬、退職慰労金、東社協従事者共済金規程に定める退職金 |
| (3) 常務理事  | 報酬、退職慰労金、東社協従事者共済金規程に定める退職金 |
| (4) 非常勤役員 | 報酬、退職慰労金                    |

## (報酬等の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 5 役員等への退職慰労金の額は、別表2に定める算式により算出される額とし、その決定においては、在任中の功労、評議員会・理事会出席状況等を加味するものとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、評議員会、理事会等会議への出席及びその他法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 常勤及び常務理事に対する報酬は、毎月25日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日

又は祝日の場合は、金融機関の前営業日に支給する。

- 3 役員等に対する退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、別表3に従いその遺族に支給する。ただし、当該遺族の同意を得れば、当該遺族の指定する当該遺族名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (費用弁償)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める費用弁償支給規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、常勤及び常務理事が死亡によつて退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### (公表)

第8条 本会は、この規程をもつて、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1(役員等の報酬の額)については令和4年2月1日より追加実施する。

第2条・第3条・第5条・第7条・別表1については令和5年2月1日より追加実施する。

第4条(報酬等の額の決定額)2・3と別表1(役員等の報酬の額)を令和7年4月1日より追加実施する。

別表1 (役員等の報酬の額)

| 役職名               | 報酬の額                       |
|-------------------|----------------------------|
| 評議員               | 評議員会等の会議出席の都度 : 日額 10,000円 |
| 常勤及び常務理事          | 理事会及び評議員会の承認を得て就任承諾書に準じた額  |
| 理事長及び常務理事以外の非常勤役員 | 理事会等の会議出席の都度 : 日額 10,000円  |
| 監事                | 監事監査等への出席の都度 : 日額 10,000円  |

※上記の他、法人・施設のための出勤又は業務についても同額を支給する。

※会議出席の日にあわせて法人・施設の業務を行った場合、また、同一日に開催される評議員会・理事会の両方に出席した場合でも、それぞれで支給することはせず、上記の額を1日分の報酬として支給する。

別表2 (退職慰労金算定式)

| 役職名               | 算定式      | 支給額上限 |
|-------------------|----------|-------|
| 理事長               | 1万円×在任年数 | 20万円  |
| 理事(理事長以外)、監事及び評議員 | 5千円×在任年数 | 10万円  |

※在任期間の計算は、役員等になった日の属する月から退任した日の属する月までの月数により、各役職の1年毎に計算し合算するものとする。1年未満の端数は切り捨てるものとする。

別表3 (役員等死亡時退職慰労金受取順位)

| 順位 | 受取人              | 備考                              |
|----|------------------|---------------------------------|
| 1  | 配偶者              | 当該者の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む  |
| 2  | 子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹 | 当該者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者 |
| 3  | 1・2に掲げる者以外       | 当該者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者 |